岐 阜

県

公 報

毎週

発行

令和五年六月二十七日

令和5年6月27日 第 408 号 岐 県 公 報 阜

> 保安林予定森林の所在場所 郡上市高鷲町大鷲字洞二七五二の二・二七五三 (以上二筆について、次の図に示す

部分に限る。 指定の目的

Ξ 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

岐阜県告示第二百七十八号

森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡大野町大字牛洞字善ケ洞二五五九の一

指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び大野町役

場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十九号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和五年六月二十七日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村越原字菊久里一一三二の一、一一三二の二

= 指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。

限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

森林保全課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。 **「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部**

名 称

開

発

許可

を受

け

た 者 の

住

所

及び

氏

名

岐阜県岐阜市西改田東改田入会地

一番地

株式会社サイトウ

代表取締役

齋

藤

幸

郎

代表取締役 野 尻 大・株式会社タカオホームソリューショ岐阜県岐阜市北一色三丁目九番二一号

名ジズ

代表取締役が林いい、弘の和株式会社ハヤシモールドは阜県各務原市那加長塚町二丁目一三八番地

兵庫県神戸市兵庫区築地町三番五一号

代表取締役 株式会社菜果

左

倉

広

樹

岐阜県大垣市波須三丁目三七番地

代表取締役 岡本住建株式会社

本

英

之

跡津・

下

呂

市

役

五

岐阜県知事 古 田

肇

第三十六条第三項の規定により公示する。 次の開発行為に関する工事が完了したので、 令和五年六月二十七日 開発行為の工事の完了 西上田 地区 都市計画法 所 同令 和 (昭和四十三年法律第百号) . . 七・二六まで

号 令和5年6月27日 第 408 岐 阜 県 公 報 (294) 法定外公共物(水路)二四番二の一部、七二四番四の一部及び関市所管二四番二、七二四番三の一部、七二二番一の一部、七二二番三、七関市山田字青田七一三番一の一部、七一三番四、七一三番六の関市山田字青田七一三番一の一部、七一三番四、七一三番六の 岐阜市薮田南二丁目一番一号 浩

令和五年六月二十七日発行

発 発 行 行 者

岐 岐

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一

岐阜文芸社